

第3章 基本目標と役割

1 基本目標

三重県には、「海」「山」「河川」などの豊かな自然的景観、「街道」「まち並み」など先人たちがつくりあげてきた歴史・文化的景観、また、「市街地」「地域の産業」といった社会・経済的景観など、長い年月を経る中で培われてきた良好な景観が、県土全域にわたり見られます。

これらの良好な景観は、私たち県民共通の貴重な資産であることから、将来にわたって、その保全に取り組むとともに、次の世代に引き継ぐべきものであり、また、新たに手を加えるときには、これらの良好な景観を損なうことなく、美しい県土にふさわしい景観となるよう努める必要があります。

このような良好な景観づくりに取り組むことにより、この三重の地に暮らすことが誇りとなり、たとえこの地を離れても常に思いをはせる「ふるさと」に、また、この地を訪れる人々には悠久の時を身近に感じ、癒しに満ちた「こころのふるさと」となります。

そこで、このような「こころのふるさと三重」の実現に向けて、次のとおり基本目標を定めます。

(1) 豊かな自然を守り、共に生きていく景観づくり

三重県には、伊勢湾、熊野灘等の海や海岸線、鈴鹿山脈、布引山地、紀伊山地等の山、木曾三川、櫛田川、宮川等の河川といった豊かな自然に恵まれ、県土は四季の彩りに満ちています。

そこで、これらのかけがえのない豊かな自然的景観を守り、共に生きていく景観づくりを進めます。

(2) 歴史・文化を継承し、活かしていく景観づくり

三重県には、伊勢神宮や熊野古道、街道やまち並みなどを始めとする多くの歴史や文化に彩られた景観があります。また、豊かな自然の景観に抱かれた農山村や漁村などの生活空間に広がる美しい集落の景観があります。

そこで、これらの先人たちが培ってきた歴史・文化的景観を受け継ぎ、活かし、誇りを持ちつつ次の世代に引き継ぐ景観づくりを進めます。

(3) 地域の産業と調和した景観づくり

三重県には、平野や盆地に広がる田園風景や山間部の棚田、伊勢湾の海苔養殖による海苔ひびや真珠養殖による真珠筏など地域の自然を活かした様々な産業の景観がみられます。また、石油化学コンビナートや自動車工場、液晶工場など、新しい産業による景観も県内各地で見られます。

そこで、これらの地域の産業と調和した景観づくりを進めます。

(4) 地域に活力を生み出す景観づくり

良好な景観の中で人々が暮らし、触れることにより、県民の中に豊かな心や感性、地域の絆や誇りが生まれます。

この地域の絆や誇りが、地域を考えるきっかけとなり、地域づくりやまちづくりの活力となることから、地域に活力を生み出す景観づくりを進めます。

(5) 「おもてなしの心」で、人を癒す景観づくり

三重県には、古くから伊勢神宮や熊野三山への参詣を目的に、多くの人々がこの地を訪れてきたことから、県民には、来訪者を温かく迎える「おもてなしの心」が長い時の中で培われてきました。

そこで、この「おもてなしの心」を景観づくりに取り入れ、人の心を癒す景観づくりを進めます。

2 役割

(1) 県民等（※1）の役割

- ① 県民等は、自らが良好な景観づくりの中心的な役割を果たす主役であること、自らの行動が地域の景観に大きな影響を及ぼすことを認識するものとします。
- ② 県民等は、地域の景観に関心を持ち、どのような景観にしていくのかを考え、日常生活の中で、自らが進んで地域の誇れる景観を保全し、魅力ある景観づくりを実践するとともに、地域が行う景観づくりに関する活動や、行政が実施する良好な景観づくりに関する施策や事業に参加、協力していくものとします。
- ③ 特に、土地所有者等は、土地、建築物及び工作物の利用等による改変は、地域の誇れる景観資産になる場合もあれば、良好な景観を損ねる場合もある等、地域の景観に大きな影響を与えるものであることを認識し、地域の良好な景観づくりに貢献するよう努めるものとします。
- ④ また、設計者・施工者等（※2）は、自らの業務が地域の景観に影響を与えるものであることを認識し、その事業活動にあたっては、地域の良好な景観づくりに配慮し、必要に応じて、率先して自ら情報の提供を行うとともに、地域が行う景観づくりに関する活動、行政が実施する良好な景観づくりに関する施策や事業に参加、協力していくものとします。

※1 県民等：県民及び事業者のことをいいます。具体的には、一人ひとりの個人、NPO、ボランティア、地域の団体、事業者等の多様な主体を含みます。

※2 設計者・施工者等：設計者・デザイナー、施工業者、開発事業者、コンサルタント等であって、景観に影響を与える構造物等の形態・意匠・色彩・素材等を提案・施工する者のことをいいます。

(2) 行政の役割

- ① 市町及び県は、県民等の景観づくりに対する意識を高め、景観づくりに参加しやすい環境づくりを行うとともに、主体的な取り組みを支援するものとします。
- ② 市町及び県は、互いに連携しながら県民等と共に、良好な景観づくりを推進するものとします。
- ③ 市町及び県は、良好な景観づくりを進めるため、公共施設管理者として、景観に配慮して公共事業や施設の整備を実施するものとします。
- ④ 市町は、住民に最も近い行政主体として、景観行政の中心的な役割を担うことを認識し、国、県との連携のもと、良好な景観づくりに関する施策を実施していくものとします。
- ⑤ 県は、広域的な行政主体として、国との連携のもと、良好な景観づくりに関する施策を実施するとともに、市町が行う様々な施策を支援・補完するものとします。